

令和5年第2回香南斎場組合議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和5年12月25日
- 2、招集の場所 香南斎場会議室
- 3、開 会 午後4時2分
- 4、出席議員 1番 別府 誠 2番 北岡 栄二
3番 平山 耕三 4番 福田 佐和子
5番 岡崎 純男 6番 村上 真祥
7番 有光 収三 8番 小松 紀夫
9番 溝渕 孝 10番 宮崎 晃行
- 5、欠席議員 なし
- 6、地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名
組合長 濱田 豪太 副組合長 依光 晃一郎
会計管理者 原 敬子 監査委員 明石 清美
- 7、職務のため議場に出席した者の職氏名
所長 浜田 知佐 副所長 宮崎 辰己
- 8、会議事件は次のとおりである。
議席の指定
副議長の選挙
会議録署名議員の指名
会期の決定
組合長諸般の報告
(議案第1号) 令和4年度香南斎場組合一般会計決算認定について
(議案第2号) 香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
(議案第3号) 令和5年度香南斎場組合一般会計補正予算(第1号)について
(議案第4号) 監査委員の選任について
- 9、議事経過
宮崎議長 本日、令和5年第2回香南斎場組合議会、定例会が招集されました。
只今の出席人数は10人でございます。
定足数に達しておりますので、只今より令和5年第2回香南斎場組合議会、定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、事前に配布いたしております日程表のとおりです。日程に従いまして会議を進めます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

福田議員、岡崎議員、村上議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定によりただいま着席のとおりとします。

続きまして日程第2、「副議長の選挙」を行います。

当組合議会の前副議長は、南国市議会選出の浜田憲雄議員でございました。10月の南国市議会議員選挙に伴い、現在副議長が欠けた状態ですので、副議長の選挙を行います。

ここで一旦、小休にいたします。

(午後 4時3分 休憩)

(午後 4時4分 再開)

小休前に復します。

選挙の方法については、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

副議長に福田佐和子君を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました福田佐和子君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、福田佐和子君が副議長に当選されました。

福田副議長に就任の挨拶を求めます。

福田副議長

一緒に、力を合わせてやらせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

宮崎議長

ありがとうございました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は会議規則第31条の規定により5番 岡崎議員、6番 村上議員を指名いたします。よろしく願います。

日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。従いまして会期は本日1日限りと決定いたしました。

続きまして日程第5、「組合長諸般の報告」を行います。

濱田 組合長。

濱田組合長

皆様よろしく願います。

本日、令和5年第2回香南斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には年末を控え、何かとご多用のところご出席を賜り、本会議が開会の運びとなりましたことを心よりお礼申し上げます。

初めに、和室待合室の改修についてご報告いたします。

香南斎場整備実施計画に基づく施設バリアフリー化の一環として、有料待合室を和室から洋室へと改修いたしました。土足可能の部屋が2室、靴を脱いで和洋室として使用できる部屋が1室となっております。いずれの部屋も段差を解消し、手摺りを設置いたしました。また、小さなお子様連れの方のためにチャイルドシート・ベビーベッドを設置するなど、利用者にとってより良いサービスの提供を心掛けた設えといたしました。市村民の皆様におかれましては、約3ヶ月の工期に渡る待合室受け入れ枠の縮小営業にご協力いただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

次に、令和5年度補正予算案第1号について、主要な点を簡潔にご説明いたします。

まず、かねてより利用者から多くの要望を受けている更衣室・授乳室の設置につきまして、待合ロビーの一角にパーテーションを組むことで更衣ならびに授乳スペースを確保する方針で進めております。同様に、冬場、待合ロビーに差し込む西日が眩しいとの苦情に応えるため、ロビー南側ガラス面にロールスクリーンを設置

する計画を進めております。いずれも本年度中の対応を目指しており、これらの費用を補正予算として計上させていただいております。

また、先日香南市において、人事院勧告に基づく職員給与条例の改定が議会で可決されました。職員給料が4月に遡及して改定され、また12月度における期末・勤勉手当率が引き上げられることとなりました。香南市と給与条例を同じとする当組合におきましても、関連予算を補正予算案に計上させていただいております。

本日提出いたしました議案は、

令和4年度香南斎場組合一般会計決算認定について。

香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。

令和5年度香南斎場組合一般会計補正予算(第1号)について。

監査委員の選任について。

以上の4件でございます。ご審議の程、よろしくお願い申しあげまして、簡単ではございますが、諸般の報告とさせていただきます。

宮崎議長

組合長諸般の報告が終わりました。

日程第6、議案第1号「令和4年度香南斎場組合一般会計決算の認定について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。原会計管理者。

原会計管理者

議案第1号。令和4年度香南斎場組合一般会計決算の認定について。

令和4年度香南斎場組合一般会計決算の認定について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和5年12月25日提出。香南斎場組合長、濱田豪太。

議案第1号 令和4年度香南斎場組合一般会計決算の認定につきまして、決算の概要をご説明いたします。お手元に、「歳入・歳出決算書」と別冊の「決算説明資料(主要施策等の成果報告書)」をご準備をお願いします。

それでは、決算書からご説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

歳入では、収入済額をご報告いたします。

1款 分担金の1項・負担金は6,300万円。

2款 使用料及び手数料は4,871万7,900円で、うち1項手数料

は 4,475 万円、2 項使用料は 396 万 7,900 円となっています。

3 款 財産収入の 1 項財産運用収入は 27 万 9,318 円。

4 款 繰越金の 1 項繰越金は 616 万 8,435 円となっています。

5 款 諸収入の 1 項雑入は 567 万 1,743 円。

6 款 繰入金の 1 項繰入金は 1 億 6,560 万 3 千円となっております。

歳入合計では、予算現額 2 億 8,688 万 2 千円に対しまして、調定額、収入済額ともに 2 億 8,944 万 396 円となっております、収入未済額はございません。

2 ページをお願いします。歳出では、支出済額をご報告いたします。

1 款 議会費 1 項議会費は 14 万 7,190 円。

2 款 総務費 1 項総務管理費は 2 億 8,305 万 159 円。

5 款 予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額 2 億 8,688 万 2 千円に対しまして、支出済額は 2 億 8,319 万 7,349 円となっております。

次に、3 ページをお願いします。

先ほど申し上げました歳入・歳出の予算額と決算額をそれぞれ掲載し、歳入歳出の差引残額は、624 万 3,047 円となっております。基金繰入額、歳入歳出差引歳入不足額及び翌年度歳入繰上充用金はございません。

4 ページから 8 ページは「歳入・歳出の事項別明細書」になっておりますので、詳細のご確認をお願いいたします。

次に、9 ページをお願いします。

「実質収支に関する調書」でございます。「歳入総額」から、「歳出総額」と「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いたものが、「実質収支額」となります。「翌年度へ繰り越すべき財源」はございませんので、624 万 3,047 円の黒字となっております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

「財産に関する調書」としまして、土地及び建物、物品、基金について記載をしています。それぞれ、令和 3 年度末の現在高から、令和 4 年度中の増減によります令和 5 年 3 月末の現在高となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

11 ページの「地方債現在高の状況」につきましては、現在高はございません。

決算書によります説明は、以上で終わります。

続きまして、別冊の「決算説明資料(主要施策等の成果報告書)」に沿ってご説明いたします。

まず、1 ページをお願いいたします。

Iの「一般会計決算」は、令和3年度と令和4年度の決算額を、歳入・歳出総額と形式収支額、翌年度に繰り越すべき財源、及び実質収支額の状況などについて、比較、一覧表にしたものです。

次に1 ページから2 ページにかけてのII「款別決算額の状況」では、「歳入と歳出の決算額」について款別に令和3年度と比較しています。

3 ページをお願いします。

IVの「歳入決算額の状況」について、款別に主なものをご説明いたします。

1の「分担金」では、組合市町村負担金が前年度に比べて340万円、5.1%減の6,300万円となっております。

2の「使用料及び手数料」では、前年度に比べて852万6千円、21.2%増の4,871万8千円となっております。主な要因としましては、火葬件数251件の増による火葬手数料775万5千円の増および式場使用件数20件の増に伴う式場使用料69万円の増によるものです。なお、10ページの「令和4年度香南斎場施設別使用状況調べ」を参照してご確認ください。

3の「財産収入」では、前年度と比べまして81万5千円、74.5%減の27万9千円となっております。これは、火葬炉更新工事に係る施設等整備基金の取崩に伴い元金が減少したことにより利息額が78万8千円の減額によるものです。

4の「繰越金」は、前年度に比べ、64万2千円、11.6%増の616万8千円となっております。

5の「諸収入」は、前年度比、199万1千円、26.0%減の567万2千円となっております。要因は、残骨灰混合物売却収入の173万3千円減によるものです。

6の「繰入金」は、前年度比2,705万7千円、14.0%減の1億6,560万3千円となっております。要因は、火葬炉等更新工事等経費に係る施設等整備基金の取崩額が減少したことによります。

続きまして、4 ページをお願いします。

Vの「歳出決算額の状況」につきまして、款別に歳出の主なものをご説明いたします。

1の「議会費」では、前年度比、2万7千円、20.0%減の14万7千円となっております。主な要因は、議会における出席議員のべ

人数の減によるものです。

2の「総務費」は前年度に比べて2,413万7千円、7.9%減の2億8,305万円となっております。主な要因を①の「一般管理費」から申し上げます。

一般管理費では、278万円、4.1%減の6,482万8千円となっております。節別に申し上げますと、「職員手当等」192万8千円、14.8%減の要因は、負担率の約半減に伴う退職手当組合負担金、201万5千円の減によるものです。「需用費」160万4千円、72.7%増の主な要因は、修繕費174万1千円の増によるものです。「委託料」147万5千円、14.3%増の主な要因は、和室待合室改修工事設計業務113万3千円の皆増によるものです。「工事請負費」152万円69.7%減の主な要因は、火災報知器取替工事88万2千円、火葬棟・管理棟空調機制御変更工事60万5千円の皆減によるものです。

「積立金」295万5千円 46.8%減の主な要因は、施設等整備基金積立金247万6千円の皆減ならびに施設等整備基金利息積立金78万8千円の減によるものです。これらは火葬炉更新工事に係る当該基金の取崩に伴う基金元金の減少を原因とするものです。

次に②の「火葬場費」では2,135万7千円、8.9%減の2億1,822万2千円となっております。主な要因を節別に申し上げます。

(1)「需用費」453万9千円、26.7%増の主な要因は、灯油代362万9千円の増及び、電気料131万1千円の増によるものです。

(2)「委託料」88万6千円、4.7%減の主な要因は、火葬炉定期点検料66万円および排ガス測定業務料44万円の皆減によるものです。これらはいずれも火葬炉が更新されたことにより本年度は不要となったものです。(3)「工事請負費」2,497万5千円、12.3%減の主な要因は、火葬炉等更新工事(3年工事の3年目)1,982万7千円の減となったこと、および火葬炉設備補修費514万8千円の皆減によるものです。

次に6ページをお願いします。

上のグラフは歳入の決算額を款別に令和3年度と令和4年度を比較したものです。6ページ下から8ページまでのグラフは歳入の決算額を節別に令和3年度と令和4年度を比較しております。

次に9ページをお願いします。

この表では、火葬件数調べとしまして、「構成組合」と「組合外」の自治体別に、平成30年度から令和4年度までの火葬件数の推移について、一覧表にしたものです。

次の10ページでは、斎場の施設別使用状況としまして、「構成

組合」と「組合外」の自治体別に、令和 3 年度と令和 4 年度の使用状況を一覧表にしております。

次の 11 ページと 12 ページでは、令和 4 年度の主要な歳出項目の状況を記載しております。

まず、①は火葬炉補修工事費について、過去 5 年間、平成 30 年度から令和 4 年度までの実績を一覧表にしたものです。

12 ページの②では、灯油代および電気料について、過去 5 年間、平成 30 年度から令和 4 年度までの実績を一覧表にし、下の棒グラフでは、灯油代および電気料と火葬件数についての推移を表しています。ご確認をよろしくお願ひします。

以上で、令和 4 年度決算の概要説明とさせていただきます。

宮崎議長

続けて監査報告をお願いします。明石監査委員。

明石監査委員

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 4 年度香南斎場組合歳入歳出決算について、令和 5 年 10 月 27 日、西川監査委員とともに、決算及び関係帳簿証拠書類に調査を実施し、添付をしております意見書を提出いたしましたので、その内容について報告いたします。

総括的意見といたしまして、一般会計の予算額、および収入・支出済額は予算書ならびに出納簿により、出納証拠書類の内容について審査をした結果、関係書類は良好に整理されており、計数的にも明確であり正当であると認めました。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。

宮崎議長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小松議員。

小松議員

1 点だけお伺ひします。

火葬件数 251 件の増ということでございますけれども、それに関しまして残骨灰の売却収入額が前年比 173 万 3 千円の減ということになっておりますけれども、普通なら増えるかと思うんですけれども、売却契約の変更とか、そういうことがあったんでしょうか？

宮崎議長 宮崎副所長。

宮崎副所長 小松議員の質問にお答えいたします。

この残骨灰の買取、残骨灰の入札、実際には見積もり合わせをやっておりまして、その年度年度のその実績によってですね、たしかにその、前年度の部分につきましては、トン当たりの単価が桁違いに。トン 70 万とかいう数字だったのが、前年度はトン 44 万ということで、全然その時の結果によってですね、単価が全く違ってくると。たしかに小松議員の言われたとおり火葬件数は伸びているんですが、それに比例して残骨灰の売却が伸びるという状況ではまったくないです。その時の見積もり合わせの結果によって、そういう逆転現象が起こります。それはもう、そのとおりになっています。以上です。

小松議員 わかりました。

宮崎議長 他に質疑はありませんでしょうか。
村上議員。

村上議員 12 ページの灯油代の出量と火葬件数の関係があるんですが、その中で件数の増減によりますと、いわゆる燃料費の占める割合はどれくらいそれぞれあるのか、火葬炉というのは電気と灯油とどちらを主に使うのか。

宮崎議長 宮崎副所長。

宮崎副所長 村上議員の質疑に対しまして。

これは、その、ウチの火葬炉はメインの燃料は灯油です。灯油は必ず使用します。今の火葬炉は、必ず電気、火葬炉の上に大型の集塵機とかがありますので、それらの動力で上にあの、電気を使うて換気をしつつ、下で火葬で燃やすということになりますので、必ず灯油の燃料と電気というのは必ず今の火葬炉の運転には必要です。ということで、前年度と較べましたら火葬件数は上がってますので、これはもう単純に比例して電気代・灯油代が増加します。
以上です。

宮崎議長 他に質疑はありませんでしょうか。

北岡議員。

北岡議員 火葬場費の工事請負費、火葬炉等更新工事（3年工事の3年目）ということなのですが、改めて炉は多分10基あると思うんですが、3年間で今年終わるのかということと、今後において、火葬炉の更新を使用年数と言いますか、耐用年数というのか、それなんかによってですね、今後の、今回は（聴取不能）いるんですが、今後は財政の収支の関係もあるんで、その点について、どのような方向になるのかということをお聞きしたいと思います。

宮崎議長 宮崎副所長。

宮崎副所長 北岡議員の質疑に対しまして。
火葬炉の更新工事、これは3年、4年度に実施しております。3年度に3基、4年度に4基を入れ替えました。3基と4基を合わせて7基の入れ替えが完了して、いま運用しております。

残りの分、当然基金を利用して更新工事を整えたわけなんです
が、更新工事としては済んでおりますが、それに付属した非常用電源設備等々の更新もこれからありますので、それに基金…基金じゃないか…すみません。

火葬炉の耐用年数の、質疑でしたかね。はい、通常の火葬炉メーカーでいけばですね、耐用は15年、20年ぐらいの耐用ということで、営業的には聞いております。が、それは実際に補修工事しながらの使用になりますので、メーカー的に言えば15年ないし20年ぐらいは耐用年数ということは伺っております。

北岡議員 再度確認ですが、炉は全体で10基ですか。

宮崎副所長 7基です。

北岡議員 そしたら、3年に3基で、4年に4基をやったということですね。

宮崎副所長 そうです。

北岡議員 それでは、補修をしながら通常、使用頻度によって消耗というか耐用年数が短くなるというのは解るんですが、先程言われた一般

的にこれぐらいの使用頻度で、10年とか15年とか、そういう見通しなんでしょうか。何故質問するのかというと、これに向けて運転の目標値というものがあるじゃないですか。これに向けて財政の確保と施設の耐用度も我々が可能な範囲で（聴取不能）と思うので、その意味で質問させてもらいましたんで、今回その点について事務方がまた改めて次の機会にでも精査できるところは精査していただいて補修をやることによってどうなのか、補修が無かったらどうなのか、そのようなことを説明を受けてですね、今回やっても今回説明できるようならいいけど、できなければ再精査するようなことがあれば、次の機会にでも説明をもらいたいです。以上です。

宮崎副所長

追加の説明になります。北岡議員。補修工事、今回3年度4年度は全般的に火葬炉の設備を入れ替えました。通常でしたら一旦この火葬炉という設備、新設で入れたら向こう10年は使えるという設備ではなくて、必ずその次の年、次の年と年に1回補修工事、補修、補修をしながらの運用になるわけです。一旦新規を納めると補修工事は要らないかという、そうではございません。そういう運用の仕方となっております。

北岡議員

新規でやらなくとも、日常的にメンテナンス、つまり修繕をすることで、両立しているということでそれをやれば私の考え方では10年とか15年は使用できるという見通しなんでしょうか。

宮崎副所長

そうです。

浜田所長

補足をさせて下さい。炉を入れ替えまして副所長が申しました通り修繕をしながら15年のスパンで考えておりますけれども、そのころにはこの斎場自体の建て替えであるとか移転も含めて考えていかなければならない時と丁度重ねると事務局の方は捉えておりますので、それにあたっては改築委員会等で基金をどう積み立てていくのか、また周辺施設も含めながら、どういう形で斎場を移転もしくは建て替えをして行くのか、また津波の災害を受ける場所でもありますので、津波が起きた後のことも含めて、また同じ場所に建て替えると言う判断するのか、津波がないところに移転するのかを含めながら全体的に建て替えを含めた中での入れ替えの時期と重なってくるのではないかと捉えていますので、もう少し

その辺は色々精査をしながら皆様に金銭面のことも含めてご報告が出来るように準備をしております。

北岡議員 基金が今 1 億 8 千万円しか残らないので、次年度にこの火葬炉の北側に一番（聴取不能）の設備をやるということで、新年度の当初予算にのると思うんですよ。となると 1 億 8 千万円の基金うち 1 億円位は使われるのではとったりするので、それはまた当初予算の中で取崩の額によってですね、どうしていくのかということの組合議会での資料もしてゆくべきではないかと思っておりますので、その点事務方に精査に関わって今後 3 年、5 年の事業計画の中でですね、議会に説明できる機会が有ればまた議会の方に説明をお願いしたいと思いますので、これはお願いで結構です。

宮崎議長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。
議案第 1 号「令和 4 年度香南斎場組合一般会計決算の認定について」は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
（各議員、挙手）

挙手、全員であります。
よって、議案第 1 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 2 号「香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
執行部の説明を求めます。宮崎 副所長。

宮崎副所長 議案書の綴りの 3 ページをお願いします。
議案第 2 号、香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について。
香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次

のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 25 日提出。香南斎場組合長 濱田豪太。

香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

改正部分の説明は、別紙の新旧対照表を、資料を付けておりましたが、そちらをお手元をお願いをいたします。

別表、「◎火葬場」、組合内および組合外の「死産児」および「手術肢体及び胞衣等」の単位を、旧、右側ですが、「死産児」1胎、「手術肢体及び胞衣等」が1柩、「ひつぎ」ですね、を2項目共に「1炉」と、単位を「炉」に改めます。これは、死産児でも双子の場合とか、それから胎盤の処理もしておりますが、1炉に収めることができればですね、1炉でカウント、炉を分けることなく1炉でカウントするためでございます。

「◎式場（お通夜）」は、超過分に新たに通夜の当日の1時間毎の超過料金、組合内1千円、組合外2千円を新たに設けました。また、従前からの「超過（1日毎）」の記載を「超過（翌日／1日）」に改めます。これは、通夜の使用時間は5時からとなっておりますけれど、通夜当日のちょっと早い時間から式場に入りたいというような要望がございましたので、それに対応するものです。

「◎式場（告別式）」の「超過（1日毎）」組合内30,000円、組合外60,000円を削除いたします。これは、告別式を2回やるということはずないので、今回これを削除、訂正するものです。

最後に「◎待合室」は、「(有料=和室)」の記載を削除いたします。

以上で説明を終わります

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号「香南斎場管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

ありがとうございます。挙手、全員です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり承認されました。

日程第 8、議案第 3 号「令和 5 年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。宮崎 副所長。

宮崎副所長

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号「令和 5 年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について」。

令和 5 年度 香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。令和 5 年 12 月 25 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

予算書をお願いします。表紙をめくっていただきまして。

令和 5 年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 5 年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 754 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,330 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 12 月 25 日提出。香南斎場組合、組合長 濱田豪太。

補正予算の説明は、5 ページからの事項別明細書で行いたいと思いますので、5 ページをお願いいたします。

2 「歳入」の 2 款「使用料及び手数料」1 項「手数料」1 目「手数料」2 節「和室清掃料」は、11 月末の利用実績に基づき、285 件増、1 件当たり 3,000 円ですので、85 万 5 千円を計上しております。2 項「使用料」1 目「使用料」1 節「通夜式場使用料」も、11 月末の利用実績に基づき、組合内の 15 件増を想定しております。

1 件当たり組合内 30,000 円ですので、45 万円の計上でございます。

続いて 6 ページをお願いいたします。

4 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」1 節「前年度繰越金」は、令和 4 年度からの繰越金 624 万 3 千円に係るもので、624 万 2 千円の計上です。

続いて歳出の説明を致します。7 ページです。

3 「歳出」、2 款「総務費」1 目「一般管理費」2 節「給料」から 4 節「共済費」につきましては、人勸による給与改定に伴う計上でございます。2 節「給料」28 万 2 千円の内訳は、一般職が 3 名 9 万 2 千円、会計年度任用職員の分 4 名 19 万。3 節「職員手当等」25 万 2 千円。内訳は、期末手当一般職 3 名分 7 万 3 千円。期末手当の会計年度任用職員 4 名分 8 万 4 千円。勤勉手当一般職の 3 名分 6 万 8 千円。退職手当組合負担金、これは一般職も会計年度任用職員も一緒です。2 万 7 千円。4 節「共済費」の共済組合負担金、これは一般職 3 名分と会計年度任用職員 4 名分で 4 万 6 千円。

10 節「需用費」66 万 3 千円は施設全般に係る修繕費です。

11 節「役務費」17 万 9 千円は廃品処理に係る処理費を上げております。

12 節「委託料」。通夜の警備料が 30 万。これは歳入でも出てきましたが、通夜の件数増によるものです。和室清掃料 85 万 5 千円、これも入のほうで出てきましたが 285 件分、3,000 円の 285 件分の 85 万 5 千円を計上しております。

14 節の「工事請負費」166 万 4 千円につきましては、これは組合長の諸般報告でもありましたが、バリアフリー化等の一連の整備の、待合ロビーの環境を改善するものでございます。

17 節「備品購入費」18 万 9 千円は、パーティーの購入費が 66 万 3 千円ですが、ここは備品購入費の残が 47 万 4 千円ありましたので、66 万 3 千円から 47 万 4 千円を差し引きした不足分の 18 万 9 千円を計上しております。

24 節「積立金」は、財政調整基金への積立金として、4 年度からの繰越金の 2 分の 1 以上に当たるということで 312 万 2 千円を計上しております。

5 款の「予備費」は、端数調整をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号「令和 5 年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 1 号）について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

ありがとうございます。挙手、全員であります。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 9、議案第 4 号「監査委員の選任に同意を求めることについて」を議題といたします。

岡崎議員は、一旦ご退室願います。

(岡崎議員 退場)

それでは、執行部の説明を求めます。濱田組合長。

濱田組合長

議案第 4 号「監査委員の選任に同意を求めることについて」ご説明させていただきます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めたいと思います。

住所、高知県南国市福船 3 6 9 - 6。

氏名、岡崎純男。

生年月日、昭和 2 5 年 1 0 月 1 6 日でございます。

令和 5 年 12 月 25 日提出。香南斎場組合長、濱田豪太。

以上です。

宮崎議長

執行部の説明が終わりました。

議案第 4 号は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して

採決に移りたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。これから採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

(岡崎議員 再入場)

新しく監査委員に就任されました岡崎純男君は就任の挨拶をお願いします。

岡崎議員

皆様にご迷惑を掛けないように、明石さんと一緒に、協力してまいります。よろしく申し上げます。

宮崎議長

ありがとうございました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで令和5年第2回香南斎場組合議会、定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時51分)